

 \bigcirc

山形県公報

平成15年8月22日(金) 第1468号

与用小 今國口或仁

毎 週 火・金 曜 日 発 行

目	次
---	---

告 示

身体障害者福祉法による指定居宅支援事				
指定居宅サービス事業者の指定			(最上総合	含支庁福祉課)…1002
指定居宅介護支援事業者の指定			(同)…同
県営土地改良事業に係る換地処分			(最上総合支圧	宁農村整備課)1003
土地改良事業施行の同意			(庄内総合支原	5農村計画課) 同
同			-	-
民有保安林指定の予定			((森 林 課) 同
	教育委員	員会関係		
	告	示		
山形県教育委員会8月定例会の招集				1004
	公	告		
県営住宅入居者の一般公募 特定非営利活動法人の設立の認証の申請				
-	 告	 示		

山形県告示第810号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の4第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年8月22日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定居宅支援事業者の名称 及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	身体障害者居宅 支 援 の 種 類	指定年月日
株式会社 ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台 2の9	アイリスケアセンター村山 村山市楯岡五日町16番15号	身体障害者居宅介護	平成15年 5 月22日
	アイリスケアセンター東根 東根市神町東一丁目17番30号	同	同
有限会社 ふれあい鮭川 最上郡鮭川村大字京塚951 番地の5	ふれあい鮭川指定居宅支援事業所 最上郡鮭川村大字京塚951番 地の5	同	平成15年6月6日
社会福祉法人 恵泉会 鶴岡市茅原町28番10号	永寿荘ホームヘルパーセン ター 鶴岡市茅原町28番10号	同	平成15年 7 月14日

→ m ∧ h n + h +				
有限会社のなた	ハートケアひなた訪問介護事			
長井市大町7番1号	業所	同	同	
	長井市大町7番1号			
株式会社 ニチイ学館	アイリスケアセンター酒田み			
東京都千代田区神田駿河台	ずほ	同	平成15年7月17日	
2の9	酒田市亀ケ崎三丁目5番地55			
	号			
社会福祉法人 南陽市社会	南陽市社会福祉協議会訪問介			
福祉協議会	護事業所	同	同	
南陽市赤湯215番地の 2	南陽市赤湯215番地の 2			
社会福祉法人 まむろ川福	身体障害者ホームヘルパース			
祉会	テーション「ゆうゆう」	同	平成15年7月25日	
最上郡真室川町大字新町	最上郡真室川町大字新町469	ID		
469番 5	番 5			
株式会社 ニチイ学館	アイリスケアセンター西米沢			
東京都千代田区神田駿河台	米沢市成島町二丁目 1 番110	同	平成15年8月8日	
2 Ø 9	- 16号			
社会福祉法人 けやき	身体障害者指定居宅介護事業			
東田川郡三川町大字横山字	所なの花荘		₩ #45Æ 0 B00B	
堤189番地 2	東田川郡三川町大字横山字堤	同	平成15年 8 月22日 	
	189番地 2			
社会福祉法人 まむろ川福	身体障害者デイサービスセン			
祉会	ター「ゆうゆう」	± // 5÷ ± // - 0 / // / 0 / / / 0		
最上郡真室川町大字新町	最上郡真室川町大字新町469	身体障害者デイサービス	平成15年7月25日	
469番 5	番 5			
	身体障害者短期入所生活介護			
	事業所「悠悠」	£ /1 mm ± ± /1 = 1 = 1	_	
	最上郡真室川町大字新町469	身体障害者短期入所	同	
	番5			

山形県告示第811号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 平成15年8月22日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地		居宅サービスの 種類			指定年月日
A137/407/112 0	ディサービス オープンハウスこんぺい	12.	<u> </u>			
ンハウスこんぺいとう	とう	通	所	介	護	平成15.8.12
新庄市大字松本231番地	新庄市栄町6番1号					

山形県告示第812号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。 平成15年8月22日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社 ビフビーサービス 新庄市堀端町 2番41号	株式会社 ビフビーサービス 新庄市堀端町 2 番41号	平成15.8.7

ıl	1#X	歱.	牛;	문율	∑ጸ1	3묵
ш	コハノ	ᇌ	□′.	ᇄ	7 U I	\sim

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営上大渕川口地区土地改良事業に係る換地処分をした。

平成15年8月22日

山形県知事 髙 橋 和 雄

山形県告示第814号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、土地改良事業の施行を次のとおり同意した。 平成15年8月22日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 土地改良事業を行う者の名称

八幡町

2 同意年月日

平成15年8月4日

山形県告示第815号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、土地改良事業の施行を次のとおり同意した。 平成15年8月22日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 土地改良事業を行う者の名称

鶴岡市

2 同意年月日

平成15年7月18日

山形県告示第816号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。 平成15年8月22日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 保安林予定森林の所在場所

飽海郡八幡町草津字上数河 1、3-1、下青沢字六助 5、6、8、9-1から9-28まで、9-30、9-33、10-1、11-1、11-3、15、字蕨台 1-3から 1-8まで、1-19、1-21から 1-24まで、1-27、1-28、1-30、1-31、1-36、1-52、1-73、1-74、15、15-1から15-3まで、16、16-1から16-3まで、17、17-1から17-12まで、18-1から18-9まで、18-12から18-14まで、21、22、25-1、25-2、25-4、25-6、26、30、33、33-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上数河1、3-1

- ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 二 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び八幡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第11号

山形県教育委員会8月定例会を次のとおり招集した。

平成15年8月22日

山形県教育委員会

委員長 安孫子

博

1 招集の日時 平成15年8月25日(月) 午後2時

2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号

山形県庁舎601会議室

- 3 議 題
- (1) 山形県立高等学校並びに山形県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部における平成16年度使用教科用図書 の採択について
- (2) 教職員の人事について

告 公

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとお り行う。

平成15年8月22日

山形県知事 髙 橋 和 雄

		展			
		犇			
		费金	30日 の 日 を 日 を 日 を 早 を 早 を 見 悪 の 思 の 聞 聞 の 問 の 聞 記 の 聞 記 の 聞 記 の 聞 に 関 の 記 に し い り い り い り い り い り い し い り い し い し い		
		収入が238,000円 を超え268,000円 以下の者	日 28,900	52,100	
	重	収入が200,000円 を超え238,000円 以下の者	円 25,100	45,400	
		収入が178,000円 を超え200,000円 以下の者	円 21,800	39,300	
		収入が153,000円 を超え178,000円 以下の者	円 18,900	34,100	
	Ж	収入が123,000円 を超え153,000円 以下の者	円 15,900	28,800	
		収入が 123,000円 以下の者	円 13,100	23,700	
		公	一般用		
		公 戸 黎 数		1	
	格	1戸当たり 住戸専用 面 積	平方メートル 54.6	72.9	
	規	住宅形式	3 D K		
쏾		所 在 地	米沢市中田町 901 - 2	同 相生町7 - 65	
県営住宅の名称等		分	県営中田第2ア パート1号	同 相生アパート3号	
-	<u> </u>		_, ``	_	

1005

- (注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
 - (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
 - (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
 - (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
 - (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
 - (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が 500,000円未満である場合には、当該所得金額)
 - (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所 得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
 - (4) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合
 - (^) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大 臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯 で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
- (1) 申込期間 平成15年9月1日から同月5日まで(ただし、郵送の場合は、平成15年9月5日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 置賜総合支庁建設部建築課
- 5 入居の時期 平成15年9月下旬

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年8月22日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 申請のあった年月日

平成15年7月31日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人 光の子

(2) 代表者の氏名

阿部 裕子

- (3) 主たる事務所の所在地
 - 山形県鶴岡市大塚町28番40号 E 棟
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害のある学齢期及び学齢期後の子ども達に対し、日常生活を、できるだけ自立できるよ うな生活習慣と、集団生活で適応できる能力を身につけるよう、個々の能力に応じた訓練及び支援をすること により、よりよい社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

平成15年 8 月22日印刷 平成15年 8 月22日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共)